

◇中小企業の経営の改善発達を促進するための中小企業信用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第二六二号）（経済産業省）

一 中小企業信用保険法施行令の一部改正関係
中小企業信用保険法第一七条に規定する政令で定める危機関連保証に係る保険料率を定める等、所要の規定の整備を行うこととした。（第一条関係）

二 信用保証協会法施行令の一部改正関係
中小企業の経営の改善発達を促進するための中小企業信用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う所要の規定の整備を行うこととした。（第二条関係）

三 中小企業等経営強化法施行令の一部改正関係
中小企業等経営強化法第四三項の政令で指定する無担保保険の保険関係から危機関連保証を除くこととした。（第三条関係）

四 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の経済産業省関係規定の施行に関する政令の一部改正関係
東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第一二八条第二項の政令で指定する保険関係に危機関連保証に係る保険関係等を加えることとした。（第四条関係）

五 産業競争力強化法施行令の一部改正関係
産業競争力強化法第一一五条第四項の政令で指定する無担保保険の保険関係から危機関連保証を除くこととした。（第五条関係）

六 施行期日
この政令は、中小企業の経営の改善発達を促進するための中小企業信用保険法等の一部を改正する法律（平成二九年法律第五六号）の施行の日（平成三〇年四月一日）から施行することとした。

◇農業保険法施行令（政令第二六三号）（農林水産省）

一 総則
(一) 共済掛金又は保険料に係る負担金は、組合等による共済掛金又は保険料の徴収の状況により、交付することとした。（第二条関係）
(二) 特約補填金に係る交付金は、特約がされた農業経営収入保険の保険関係の成立及び特約補填金の支払の見込みを勘案して、交付することとした。（第三条関係）

(三) 国庫が負担する事務費のうち、全国連合会の農業経営収入保険事業に関する事務の執行に必要な費用に係るものの金額は、当該費用の二分の一以内の金額とすることとした。（第四条関係）

2 農業共済団体の組織
(一) 農業共済組合連合会の組合員に対して二個以上の議決権及び選挙権を与えるときは、当該議決権及び選挙権の総数は、組合員に平等に与える議決権及び選挙権の総数を超えてはならないこととした。（第五条関係）
(二) 事業譲渡に係る経過措置として、事業譲渡を行う農業共済組合との間に共済関係が存する組合員は、当該事業譲渡の日において、全国連合会の組合員となることとした。（第六条関係）

3 農業共済事業
(一) 共済事業の共済目的は、陸稲等とすることとした。（第七条）
(二) 共済事業を行う市町村の特別会計の勘定は、農作物共済に関する勘定、家畜共済に関する勘定、果樹共済に関する勘定、畑作物共済に関する勘定、園芸施設共済に関する勘定、家畜診療施設に関する勘定及び業務の執行に要する経費に関する勘定に区分し、経理することとした。（第一六条関係）

(三) 一定の基準に適合する組合員等は、家畜共済又は園芸施設共済の共済関係について、共済事故の一部を共済事故としない旨の申出をすることができるとこととした。（第一七条関係）

(四) 農業共済組合及び全国連合会は、賦課金を賦課しようとするときは、その額及び賦課方法につき、行政庁の承認を受けなければならないこととした。（第一八条関係）

(五) 組合等は、共済金の支払に不足がある場合であつて一定の要件に該当するときに限り、共済金額の削減を行うことができることとした。（第一九条関係）

(六) 共済金の免責事由は、次に掲げるものとすることとした。（第二〇条関係）
(1) 家畜共済に係る共済責任の始まった日から二週間を経過しないものについて共済事故が生じたこと。
(2) 死亡廃用共済に付された家畜であつて廃用に係るものを、あらかじめ組合等の承諾を得ずにと殺し、又は譲り渡したこと。

4 農業共済責任保険事業
(一) 農作物共済又は果樹共済に係る保険関係は、保険区分ごとに、共済責任を一体としてこれにつき存するものとし、家畜共済、畑作物共済、園芸施設共済又は任意共済に係る保険関係は、共済関係ごと存することとした。（第二一条）
(二) 都道府県連合会は、賦課金を賦課しようとするときは、その額及び賦課方法につき、行政庁の承認を受けなければならないこととした。（第二八条関係）

5 農業経営収入保険事業
全国連合会は、事務費を負担せようとするときは、その額及び負担方法につき、行政庁の承認を受けなければならないこととした。（第二九条関係）

6 政府の再保険事業等
(一) 農作物共済に係る政府と都道府県連合会との再保険関係は、農作物再保険区分ごとに、保険責任を一体として、家畜共済に係る政府と都道府県連合会との再保険関係は、事業年度ごとに、保険責任を一体として、存することとした。（第三〇条）
(二) 農作物共済に係る政府と特定組合又は全国連合会との保険関係は、農作物保険区分ごとに、共済責任を一体として、家畜共済に係る政府と特定組合又は全国連合会との保険関係は、事業年度ごとに、共済責任を一体として、存することとした。（第三二条）

(三) 農業経営収入保険に係る政府と全国連合会との再保険関係は、再保険期間ごとに、保険期間の開始する日が同一の再保険期間に属する保険責任を一体として存することとした。（第四二条及び第四三条関係）

7 損害評価会等
(一) 損害評価会の委員の任期は、三年以内とし、再任を妨げないこととした。（第四四条関係）
(二) 都道府県農業共済保険審査会は、会長一人及び委員九人以内をもって組織することとし、都道府県知事の諮問する事項を調査審議させる必要があるときは、臨時委員を置くことができることとした。（第四八条関係）

8 経過的特例
一定の基準に適合する組合員等は、平成三三年以前の年産の果実に係る収穫共済の共済関係に限り、組合等に対し、共済事故の一部を共済事故としない旨の申出をすることができるとこととした。（附則第四条関係）

9 施行期日
この政令は、平成三〇年四月一日から施行することとした。

◇農業災害補償法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第二六四号）（農林水産省）

一 国家公務員退職手当法施行令の一部改正関係
退職手当の算定の基礎となる勤続期間につき、その職員であつた期間を国家公務員として在職期間とみなす法人として、全国連合会（農業保険法第一〇条第一項に規定するものをいう。）を定めることとした。（第九条の二関係）

二 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部改正関係
補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の適用対象として、農業経営収入保険に係る特約補填金に充てるために国庫が交付する交付金を定めることとした。（第二条関係）

三 毒物及び劇物取締法施行令の一部改正関係
モノフルオール酢酸の塩類を含有する製剤の使用等として、全国連合会を定めることとした。（第一一条等関係）

四 国家公務員共済組合法施行令の一部改正関係
退職等年金給付等の長期給付の規定の適用につき、その職員であつた期間を国家公務員共済組合の組合員であつた期間とみなす法人として、全国連合会を定めることとした。（第四三条第一項関係）

五 地方公務員等共済組合法施行令の一部改正関係
退職等年金給付等の長期給付の規定の適用につき、その職員であつた期間を地方公務員共済組合の組合員であつた期間とみなす法人として、全国連合会を定めることとした。（第三九条関係）